

寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 寝屋川市は、介護予防・生活支援の一環として、次条に規定する補助対象者が実施する寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年4月1日制定。以下「実施要綱」という。）第5条第3項に規定する訪問型サービス（有償活動員による支援）に要する経費の全部又は一部に充てるため、予算の範囲内において、補助金を交付する。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる団体等は、寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）において訪問型サービス（有償活動員による支援）の事業を実施する社会福祉法人、地縁団体、特定非営利活動法人、ボランティア団体その他公共の利益を目的とした団体のうち、当該事業を適正に遂行できる能力を有していると市長が認める団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、実施要綱第5条第3項に規定する訪問型サービス（有償活動員による支援）とする。ただし、次の各号に掲げる事業に該当すると認められる場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 土地の買収又は整地、建物の建築等個人の資産を形成する事業
- (2) 営利を目的とする事業
- (3) 宗教的又は政治的な活動を行う事業
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はその関係者が運営に実質的に関与している事業

2 補助事業は、補助金の交付の決定の日以降に開始し、当該年度末までに完了するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、別表第1に定める経費とする。ただし、他の補助制度による補助金の交付がある場合は、その補助額は、補助対象経費から除くものとする。

(補助基準)

第6条 補助事業を実施する団体に対しては、補助事業の実施に当たって、次の各号に掲げる基準を満たすものとする。

(1) 当該団体において補助事業に従事する者の実人数（以下「実活動人員数」という。）が5人以上であること。

(2) 当該団体において実施要綱第5条第3項に規定する訪問型サービス（有償活動員による支援）を利用者に提供する時間（以下「活動時間」という。）が1月当たり平均8時間以上であること。

(事業内容)

第7条 訪問型サービス（有償活動員による支援）の事業内容は、実施要綱第4条に規定する対象者の居宅における日常生活の支援のうち、適切な介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援に基づく生活援助（平成12年3月17日老計第10号「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」に規定する生活援助をいう。以下同じ。）であって、自立支援に資するもののほか、当該介護予防ケアマネジメント又は介護予防支援の実施者が対象者にとって必要と認めるものとする。

(補助金の額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表第2に掲げる額の合計額を交付する。

(申込み)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申込書に次の各号に掲げる書類を添付して、申込みをしなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付決定)

第10条 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査した上で、補助金の交付の可否を決定し、その旨を寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付決定通知書により当該申込みをした者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定に当たって、必要な条件を付することができる。
(申込内容の変更)

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の申込みの内容を変更しようとするときは、速やかに寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申込内容変更届出書に市長が必要と認める書類を添付して提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査した上で、変更の承認の可否を決定し、その旨を寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付申込内容変更（承認・不承認）決定通知書により当該届出をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の決定を受けた年度が終了したときは、速やかに寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容を審査した上で、補助金の額を確定し、その旨を寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金確定通知書により通知するものとする。

(請求)

第14条 前条の規定により、補助金の額の確定の通知を受けた者は、速やかに

寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付請求書を提出しなければならない。

(概算払による支払)

第 15 条 補助金は、規則第 14 条ただし書の規定により、市長が補助事業の円滑な遂行のため必要があると認めるときは、その一部又は全部を概算払により支払うことができる。

2 前項の規定により、補助金を概算払により支払うときは、前条の規定にかかわらず、第 10 条の規定により補助金の交付の決定を受けた者は、寝屋川市介護予防・生活支援サービス事業補助金交付請求書を提出して、補助金の支払を請求することができる。

3 前 2 項の規定により、概算払により補助金を交付された場合は、第 13 条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金の額について精算を行うものとし、交付された額が確定した額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第 16 条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することを不適當と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第 17 条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金に係る費用等の収支の状況を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付の決定を受けた年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第 18 条 規則第 6 条第 1 項及び規則第 13 条の標準処理期間は、30 日とする。

(委任)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、この要綱に定める事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに実施された補助事業に係る補助金の額については、第 8 条に規定する額に加え、新型コロナウイルス感染予防対策経費として、通年で実施する場合に年額 60,000 円、通年で実施しない場合に月額 5,000 円を交付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに実施された補助事業に係る補助金の額については、第 8 条に規定する額に加え、新型コロナウイルス感染予防対策経費として、通年で実施する場合に年額 60,000 円、通年で実施しない場合に月額 5,000 円を交付する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(補助金の額の特例)

2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 31 日までに実施された補助事業に係る補助金の額については、第 8 条に規定する額に加え、新型コロナウイルス感染

予防対策経費として、月額 5,000 円を交付する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 5 条関係)

補助対象経費	内容
賃金	サービスの利用調整に係るものに限る
報償費	講座、研修等の謝礼等
需用費	文具等の購入費、チラシ及びポスター等の印刷費、 資料等の製本費、物品の修理、修繕費等
役務費	郵便料、物資の運搬に要する経費、保険料、手数料 等
備品購入費	物品の購入費等
使用料及び賃借料	家賃、会場使用料等

別表第 2（第 8 条関係）

		補助金の額	
		通年で実施する場合	通年で実施しない場合
固定費		540,000 円／年	45,000 円／月
活動時間数加算	活動時間数が月平均 15～22 時間	120,000 円	10,000 円
	活動時間数が月平均 23～30 時間	240,000 円	20,000 円
	活動時間数が月平均 31～38 時間	360,000 円	30,000 円
	活動時間数が月平均 39～54 時間	<u>600,000 円</u>	<u>50,000 円</u>
	活動時間数が月平均 55～70 時間	<u>840,000 円</u>	<u>70,000 円</u>
	活動時間数が月平均 71～86 時間	<u>1,080,000 円</u>	<u>90,000 円</u>
	活動時間数が月平均 87～102 時間	<u>1,320,000 円</u>	<u>110,000 円</u>
	活動時間数が月平均 103 時間以上	<u>1,560,000 円</u>	<u>130,000 円</u>
実活動人員数加算	実活動人員数が月平均 11～15 人	120,000 円	10,000 円
	実活動人員数が月平均 16～20 人	360,000 円	30,000 円
	<u>実活動人員数が月平均 21～25 人</u>	600,000 円	50,000 円
	<u>実活動人員数が月平均 26 人以上</u>	<u>840,000 円</u>	<u>70,000 円</u>

※ 活動時間数加算に係る活動時間数は、利用者 1 人につき、1 月に 8 時間を上限として計数するものとする。

※ 実活動人員数加算に係る実活動人員数は、65 歳以上の活動人員のみを計数するものとする。

※ 通年で実施しない場合とは、年度の途中で補助事業を開始し、又は廃止する場合のほか、1 年度を通じて補助事業を実施したが、1 年度における月平均の活動時間数が 8 時間に満たない場合であって、8 時間以上の活動時間数の月がある場合をいう。